

衆議院法務委員会ニュース

【第 198 回国会】平成 31 年 4 月 2 日（火）、第 7 回の委員会が開かれました。

1 民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 28 号）

- ・参考人から意見を聴取することに協議決定しました。
- ・山下法務大臣、平口法務副大臣、門山法務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行いました。

（質疑者）黒岩宇洋君（立憲）、松田功君（立憲）、山本和嘉子君（立憲）、階猛君（国民）、源馬謙太郎君（国民）、井出庸生君（社保）、藤野保史君（共産）、串田誠一君（維新）、小林茂樹君（自民）、浜地雅一君（公明）

（質疑者及び主な質疑事項）

黒岩宇洋君（立憲）

- （1） 閣議において新元号を決定する場面に立ち会ったことについての法務大臣の所感
- （2） 国内の子の引渡しの強制執行
 - ア 威力の行使
 - a 威力の定義及び威力に当たる有形力の行使の程度
 - b 手や首を振って拒絶の意思を表明している子の手を引く執行官の行為が威力の行使に当たるか否かの確認
 - イ 執行官
 - a 執行官の採用選考の内容
 - b 執行官の採用選考において実施されている択一式及び論文式の筆記試験の試験科目
 - c 執行官に対して現在行われている研修の内容
 - ウ 平成 30 年度における子の引渡しの強制執行について、執行不能で終局した件数及びその不能事由
 - エ 児童心理の専門家の関与
 - a 立会人及び執行補助者を選任する法的根拠及びその目的
 - b 立会人が児童心理の専門家であるかの確認
 - c 児童心理の専門家を立会人にする旨の規定の有無
 - d 児童心理の専門家が立会人として関与した子の引渡しの強制執行の件数
 - e d の子の引渡しの強制執行に関与した立会人が全て児童心理の専門家であったことの確認
 - f 執行補助者である児童心理の専門家は、執行官法第 10 条第 4 項の技術者と労務者のどちらに該当するか確認
 - g 同項の技術者が子を扱うことを想定していると解することの妥当性
 - h 人を扱うための専門的知識を有している者を技術者と表現することの妥当性
 - i 同項の技術者が子を扱うことを想定しているのかについての法務省の見解
 - j 同項は子を扱うことを想定した条文ではないとの考えに対する法務省の見解
 - k 執行補助者の選任義務の有無
 - l 立会人の選任義務の有無
 - m 平成 30 年における子の引渡しの強制執行の既済事件のうち 36 件について児童心理の専門家が関与しなかった理由
 - n 児童心理の専門家が各地方裁判所の管内にいない又は日程の調整がつかないという場合があることに対する懸念
 - o 子の引渡しの強制執行において児童心理の専門家の関与を義務付ける規定を設けるべきとの考えに対する法務大臣の見解

松田功君（立憲）

（１） 国際的な子の返還等

- ア 法務大臣が身近な人からDV被害やDV加害について相談を受けた経験の有無
- イ ハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）により日本から子を返還し又は日本へ子が返還されたケースのうち、DV問題が顕在化した数
- ウ ハーグ条約実施法（ハーグ条約の実施に関する法律）における「不法な連れ去り」の意義
- エ ハーグ条約実施法に基づく子の返還の申立事件の件数
- オ 日本から子が連れ去られた先の国がハーグ条約に加盟していない事案に対する政府の取組内容

（２） 離婚後の養育費や面会交流等

- ア 子の養育費及び面会交流に関する家事事件の件数及び推移
- イ 養育費の取決めや支払いの履行に関するK P I（重要業績評価指標）及びその目標達成のための取組内容
- ウ 日本の離婚制度が有責主義かどうかについての考え方及び同制度の見直しの検討状況
- エ 離婚後の共同親権制度導入の検討状況
- オ 虚偽DVによる離婚裁判や子の引渡しの強制執行における判断の難しさについての法務大臣の所見

山本和嘉子君（立憲）

（１） 国内の子の引渡しの強制執行

- ア これまで明文の規定が存在しなかった理由
- イ 現行のハーグ条約実施法における子の返還の代替執行に関する規律と国内の子の引渡しの強制執行との関連性についての法制審議会での議論の経過
- ウ 債務者の住居等とされる執行場所の例外の有無
- エ 幼稚園、学校、公道での執行の可否
- オ 債務者の住居以外の場所における執行官が行う債務者による子の監護を解くために必要な行為の具体的な内容
- カ 執行官が債務者等による抵抗を排除するために行使できる威力の具体的な内容
- キ 母親が子供を離さない場合における執行官の威力行使の可否及び祖父母宅において祖父母不在の場合の執行の可否
- ク 児童心理の専門家が執行補助者として関与する場合の費用負担者及びその費用の額

（２） 養育費の確保に関する取組

- ア 養育費の取立てに関して政府が行っている支援
- イ 諸外国で行われている養育費を確保するために公的機関が関与する制度を我が国でも創設を検討する必要性

（３） 債務者財産の開示手続

- ア 開示義務者の開示手続違反の厳罰化の理由
- イ 近年における不開示件数のうち不出頭によるものが占める割合及び過料事件としての立件件数

（４） 第三者からの情報取得手続

- ア 債務者以外の第三者から債務者の財産に関する情報を取得する制度を創設する理由
- イ 債務者の個人情報の保護を担保する方法
- ウ 債務者の預貯金債権の開示の前置を不要とした理由
- エ 請求債権額を超える財産情報の収集を制限する必要性

階猛君（国民）

- (1) 学校法人森友学園への国有地売却事案に係る大阪地方検察庁の不起訴処分について不起訴不当とする検察審査会の議決に対する法務大臣の見解
- (2) 第三者からの情報取得手続
 - ア 債権者が債務者の貸金庫契約に係る情報を取得できる制度が創設された場合の金融機関における実務上の対応の可能性
 - イ 債務者の貸金庫契約に係る情報を第三者からの情報取得手続の対象としなかった理由
 - ウ 債務者の貸金庫契約に係る情報を第三者からの情報取得手続の対象とする必要性に対する法務大臣の見解
 - エ 顧客が仮想通貨（暗号資産）交換会社に預けている仮想通貨の差押えの可否及び仮想通貨に対する差押命令への仮想通貨交換会社の対応
 - オ 仮想通貨交換会社を第三者からの情報取得手続における第三債務者にしなかった理由
 - カ 仮想通貨交換会社の業界団体等を利用した情報提供の仕組みを講じ得る可能性
- (3) 差押禁止債権の範囲変更
 - ア 差押禁止債権の範囲変更の申立てに関して民事執行法第5条の審尋を行う場合の具体的な手続
 - イ 債務者の虚偽申立てを裁判所が確認する方法
 - ウ 債務者の虚偽申立てを防ぐための方策を講じる必要性
 - エ 審尋における虚偽陳述に対する刑事罰を設ける必要性についての法務大臣の見解

源馬謙太郎君（国民）

- (1) 全く中身が異なる性格の子の引渡しの強制執行に関する規定と不動産競売における暴力団員の買受け防止や債務者財産の開示制度に関する規定とを一つの法案に束ねて改正する理由
- (2) 本法案から国内の子の引渡し及びハーグ条約実施法の子の返還の強制執行に関する改正規定を切り離した場合に生じる不都合の有無
- (3) 養育費の不払い
 - ア 養育費の不払いが深刻な問題となっている根本的な原因についての法務副大臣の見解
 - イ 諸外国で行われている養育費の不払いに対し公的機関による立替えや取立てなどを行う制度についての法務副大臣の見解
- (4) 犯罪被害者等に対する損害賠償金の不払い
 - ア 犯罪被害者又はその遺族に対する損害賠償金の不払いの割合の把握状況
 - イ 刑務作業における作業報奨金を強制的に賠償金の支払いに充てる仕組みの創設の可否についての法務大臣政務官の見解
 - ウ 犯罪被害者が作業報奨金を差し押さえることのできる制度の創設について検討する必要性
 - エ 協力雇用主から犯罪加害者に支給される給与から天引きして賠償金に充てる制度の創設の可否
- (5) 第三者からの情報取得手続
 - ア 債務者の財産である仮想通貨や生命保険契約解約返戻金請求権等に関する情報を第三者からの情報取得手続の対象にしなかった理由
 - イ 今後、情報取得手続に係る債務者財産の範囲を拡大していく可能性の有無
 - ウ 債務者の生活に与える影響を踏まえ、給与債権に関する情報を取得できる者の範囲が養育費や離婚に伴う財産分与又は生命・身体の侵害による損害賠償請求権を有する債権者のみに限定されていることの確認
- (6) 差押禁止債権の範囲変更
 - ア 給与等債権の差押禁止の最小限度額を設けることを検討する必要性
 - イ 差押禁止債権の範囲変更の申立てのための準備期間が1週間から4週間に延長されることを含め、

差押禁止債権の範囲変更の制度についての周知を徹底するための具体策

(7) 不動産競売における暴力団員の買受け防止

ア 本法案において講じている暴力団員等が不動産競売における買受人となることを制限するための方策及び暴力団員等が第三者を利用して不動産の買受けをすることを防ぐための具体的な方策

イ 依頼主が暴力団員等であることを知らなかった買受申出人の陳述が虚偽陳述に該当し、刑事罰を科される可能性

ウ 依頼主が暴力団員等であることを知っていたのに知らなかったとする買受申出人の故意の虚偽陳述を防止するための方策を講ずる必要性

エ 買受申出人の陳述が虚偽かどうかについて捜査を行う可能性の有無

(8) 国内の子の引渡しの強制執行

ア 幼稚園や保育園などで子の引渡しの強制執行を行う可能性の有無

イ 執行官が債務者の住居等以外の場所で強制執行するための要件の一つである改正後の民事執行法第 175 条第 2 項の「子の心身に及ぼす影響、当該場所及びその周囲の状況その他の事情を考慮して相当と認めるとき」を判断する主体及び当該要件の具体的な内容

井出庸生君（社保）

(1) 刑法の強制性交等罪及び準強制性交等罪の本質を同意のない性交に求めるという見解に対する法務省の見解

(2) 第三者からの情報取得手続に係る債務者の給与債権に関する情報の取得

ア 殺人、傷害、暴行、性的被害、児童虐待、ストーカー行為及び配偶者からのDVの被害に基づく損害賠償請求権を有する者による給与債権に関する情報取得手続の申立ての可否

イ 詐欺等の財産犯による被害に基づく損害賠償請求権を有する者による給与債権に関する情報取得手続の申立ての可否

ウ 財産犯による被害に基づく損害賠償請求権を有する者についても裁判所の判断によって給与債権に関する情報取得手続の申立てが可能となるか否かの確認

エ 生命・身体犯について不起訴処分あるいは刑事裁判で無罪となった場合であっても、民事裁判で損害賠償請求権が認められれば給与債権に関する情報取得手続の申立てができることの確認

(3) 未成年の子を持つ夫婦の離婚

ア 養育費の支払いや親権をめぐるトラブルを減らすため、協議離婚であっても未成年の子がいる場合には裁判所に一定の関与をさせるべきとの考えに対する法務省の見解

イ 未成年の子を持つ夫婦の離婚をめぐる我が国の法制についての法務大臣の見解

藤野保史君（共産）

(1) 差押禁止債権の範囲変更

ア 給与等債権の差押えが債務者の生活に与える影響の重大性についての法務大臣の認識

イ 平成 30 年 5 月 7 日から同月 18 日までの間で東京地裁に提出された給与等債権を差押債権とする差押命令に対する第三債務者からの陳述書 117 件のうち、債務者が働いていた件数及び給与の額が 10 万円以下であった件数

ウ イの 10 万円以下であった給与額の内訳

エ 平成 29 年における差押禁止債権の範囲変更の申立ての件数、このうち給与等債権を差押債権とする申立ての件数及び同申立ての認容件数

オ 差押禁止債権の範囲変更の申立てにおける申立人の負担軽減のため、同申立ての際に必要としている証拠資料等を見直す必要性についての法務省の見解

カ 国税徴収法の昭和 34 年改正の内容及びその趣旨

- キ 国税徴収法と同様に民事執行法においても給与等債権の差押禁止の最小限度額を定める必要性についての法務大臣の見解
- (2) 国内の子の引渡し及び国際的な子の返還の強制執行
 - ア ハーグ条約実施法が施行された平成 26 年 4 月から平成 30 年 12 月までの間の、子の返還の強制執行の申立て件数、同申立ての認容件数及び代替執行に至らずに間接強制のみで帰国が実現した件数
 - イ 子の返還の強制執行における間接強制の実効性についての法務大臣の認識
 - ウ 国内の子の引渡しの強制執行ができる期間の制限の有無及び子の引渡しの強制執行に一定の期限を設けるべきとの意見についての検討状況
- (3) 執行官
 - ア 執行官の任命資格及びその給与形態
 - イ 本法案における子の利益に配慮という観点を執行官の任命資格に具体的に織り込んでいく方策
 - ウ 執行官に対し行っている子の引渡しの強制執行についての研修の内容
 - エ 執行官の補助者
 - a 子の利益に配慮するため、執行官が子の引渡しの強制執行に執行官規則第 12 条の補助者として関与させる者の具体的属性
 - b 子の引渡しの強制執行に児童心理の専門家を関与させた事件数
 - c 子の利益への配慮を制度的に担保するため、児童心理の専門家が関与する事件数を全体的に増やしていく必要性についての法務大臣の見解

串田誠一君（維新）

- (1) ハーグ条約実施法
 - ア ハーグ条約実施法が保護する者
 - イ ハーグ条約に規定する国境を越えた子どもの「不法な連れ去り」の例が「一方の親の同意なく子どもを出国させること」であるなら、この一方の親の同意がない行為を不法と評価しているのかの確認
 - ウ 共同監護権がある婚姻中に一方の親の同意なく子を連れ去ることは不法な連れ去りに該当することの確認
 - エ 「不法な連れ去り」となる監護権を侵害したと評価し得る場合の具体的な要件
 - オ 国内における婚姻中の夫婦の一方が、他方の同意なく子を連れ去る行為は「不法な連れ去り」に該当するとの考えに対する法務省の見解
 - カ ハーグ条約が保護している子の利益の内容
 - キ ハーグ条約の最大の目的についての法務大臣の見解
- (2) 男女共同参画社会基本法
 - ア 同法第 6 条が規定する子の養育を行う「家族を構成する男女」は事実婚を含むか否かの確認
 - イ 社会の変化を踏まえ、「家族を構成する男女」には事実婚が含まれているとの考えに対する内閣府の見解
 - ウ 離婚後の共同親権を認めないことは男女共同参画の理念に反しているとの考えに対する法務大臣の見解
 - エ 子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）において子供の養育に責任を有している父母に関して法律上の婚姻関係にあるか否かの区別の有無

小林茂樹君（自民）

- (1) 債務者の財産状況の調査
 - ア 財産開示手続の概要及び平成 15 年に同手続を創設した背景

- イ 同手続の利用状況及び実際に開示された割合
- ウ 新設される第三者からの情報取得手続の利点
- エ 第三者からの情報取得手続が平成 15 年の改正で導入されなかった理由及び本法案で導入に至った背景
- オ 債権者が金融機関を特定して預貯金債権に関する情報取得を求めることとした理由
- カ 金融機関を特定できない場合の申立て方法
- キ 金融機関に登録されている債務者の住所が現住所ではないこともあり得る場合の申立て方法
- (2) 不動産競売における暴力団員の買受け防止
 - ア 不動産競売の経歴を有している暴力団事務所の落札者及び競落された不動産が暴力団事務所として使用されるに至った経緯及びその具体例
 - イ 暴力団事務所が近隣住民に与える影響
 - ウ 不動産競売における暴力団員の買受け防止の法益
 - エ 不動産競売における暴力団員の買受け防止によって債権者や債務者などの関係者の経済的な利益を害することになるとの指摘に対する法務省の見解
 - オ 本法案における暴力団員の第三者を利用した入札の防止策
- (3) 国内の子の引渡しの強制執行
 - ア 子の引渡しの直接的な強制執行の 4 割が不能となった事由
 - イ 本法案によって子の引渡しの強制執行の実効性が向上するとする理由

浜地雅一君（公明）

- (1) 国内の子の引渡し及び国際的な子の返還の強制執行
 - ア 民事執行法に基づく国内の子の引渡しの直接的な強制執行とハーグ条約実施法に基づく子の返還の強制執行の相違点
 - イ 国内の子の引渡しの強制執行の手続における間接強制の前置に関する基本的な考え方
 - ウ 改正後の民事執行法第 174 条第 2 項第 2 号の「子の監護を解く見込みがあるとは認められないとき」に該当するか否かの判断要素
 - エ 国内の子の引渡しの直接的な強制執行を決定する場合に行われる改正後の民事執行法第 174 条第 2 項の審尋において債務者から聴取する内容
 - オ エの審尋において債権者の子に対する虐待など子の福祉に関わる債権者に非常に不利益な事情が明らかになった場合の対応についての法務省の見解
 - カ 債務者の占有する場所以外の場所において債務者による子の監護を解く場合に同意が必要となる当該場所の占有者の意義
 - キ 保育園の担当の保育士は同意を与える主体となり得るか否かについての法務省の見解
 - ク 公道において債務者による子の監護を解く場合における当該公道の管理者の同意の要否
 - ケ 公道において債務者による子の監護を解く場合の占有者の存否
 - コ ハーグ条約実施法における子の返還の強制執行の手続において債務者と子の同時存在の要件が必要であったことにより生じていた弊害の具体的内容
 - サ 債務者と子の同時存在の要件が不要となる場合に執行場所に出頭する債権者の代理人として想定される者
 - シ 国内の子の引渡しの直接的な強制執行の手続における執行裁判所及び執行官の責務を明文化した背景についての法務大臣の見解
- (2) 第三者からの情報取得手続
 - ア 民事執行法第 197 条第 2 項第 2 号の「知っている財産に対する強制執行を実施しても、申立人が当該金銭債権の完全な弁済を得られないこと」の疎明があったときとの要件を残した経緯
 - イ 債務者の不動産に係る情報の取得手続の実施に向けた不動産登記システムの準備状況

- (3) 差押禁止債権である年金等について、金融機関の口座に振り込まれ預貯金債権となった場合であっても差押えを禁止すべきとの意見に対する法務大臣の見解